

一般競争入札の実施について
(総合評価落札方式)

総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱（平成12年4月3日決裁）第6条、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式試行要領（平成18年5月1日決裁）第5条及び岐阜市上下水道事業部事後審査型一般競争入札試行要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により公告します。

令和 2年10月22日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 安田 直浩

記

1 一般競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工 事 (件) 名 | 第 1 1 0 2 工区下水管渠布設工事
(電子入札対象案件) |
| (2) 目 的 場 所 | 岐阜市大蔵台地内 |
| (3) 完成(完了)期日 | 令和 3年 6月30日 |
| (4) 契 約 の 種 類 | 請負契約 |
| (5) 余裕期間の有無 | 有 |
| (6) 工 事 着 手 日 | 令和 2年11月27日 |
| (7) 概 要 | 土木一式工事
内径200mmビニル管布設工 1, 033.3 m
内径900mmマンホール設置工 17箇所
内径600×900mmマンホール設置工 6箇所
舗装工 1, 915 m ²
付帯工 1式 |

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 土木工事業に係る一般又は特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 岐阜市内に本店を有すること。ただし、本店が岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。
- (3) 岐阜市上下水道事業部建設工事成績評定要領(平成16年4月1日決裁)に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、土木一式工事とする。
- (4) 最新の経営事項審査における土木一式工事の**総合評定値及び主観点数の合計が800点**以上であること。

(5) 直近10か年度及び入札公告日の属する年度の申請期限日までに、完成引渡しの済んだ工事で、単独又は共同企業体の代表構成員もしくは出資比率30%以上の構成員として、**請負金額（共同企業体受注の場合、請負金額に出資比率を乗じた額）**

4,000万円以上（1工事）の土木一式工事の元請施工実績を有すること。

(6) 現場代理人及び次の要件をすべて満たす専任の主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

なお、現場代理人は主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。

① 土木一式工事に係る主任又は監理技術者の資格を有すること

② 土木一式工事にかかる5年以上の実務経験を有すること

なお、1か年度に1工事以上従事している場合は実務経験1年とする。ただし、工事に係る契約期間が複数年にわたるものであって、当該契約期間が1年に満たない場合は実務経験1年とする。

③ 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にある者

3 一般競争入札の日時及び場所

(1) 日 時 令和 2年11月12日（木） 午前9時30分

(2) 場 所 岐阜市祈年町4丁目1番地
岐阜市上下水道事業部 3階 第3会議室（入札室）

(3) 電子入札システムの応札期間

令和 2年11月10日（火） 午前9時から

令和 2年11月11日（水） 午後4時まで ※電子入札運用時間に限る

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができる。

4 前払金の有無 有

5 低入札調査基準価格

本件は、岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱（平成15年3月28日決裁）第2条の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた工事である。

6 落札者決定の方法

本工事の入札は、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式試行要領（平成18年5月1日決裁）に基づき、総合評価落札方式により行う。

7 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

別添の「技術提案書の提出依頼について」による。

8 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請書の提出による。

申請書受付期間 令和 2年10月22日（木） から

令和 2年11月 2日（月） まで

9 質疑応答

(1) 質問書提出期間 令和 2年10月22日（木） から

令和 2年11月 2日（月） まで

(2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、以下の期日までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

質問回答期日 令和 2年11月 6日（金）

10 その他

(1) 入札書等の提出については次のとおりとする。

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書、入札書及び工事費内訳書は電子入札システムにより提出すること。
- ② 設計図書等の資料は電子入札システムにより供与するものとし、質問書は上下水道事業政策課契約係に提出すること。

(2) その他、特記の無い事については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。